



SESERAGI—MISHIMA ROTARY CLUB WEEKLY REPORT

クラブ
週報

2013～2014年度 RI会長 ロン D. バートン

RIテーマ Engage Rotary Change Lives ローターリーを実践しみんなに豊かな人生を

クラブテーマ「初心にもどり自分とクラブを見つめ直そう」会長 山本良一

副会長 矢岸貞夫 幹事 加藤正幸

第1181回 例会 2014.5. 9(金) 晴

司会:石井和郎君 指揮:岡 良森君
ローターソンク「我等の生業」

事務所 三島市中央町4-9 小野住環中央町ビル2F
TEL.055-976-6351 FAX.055-976-6352

<http://www.seseragi-mishima-rc.gr.jp>

せせらぎ三島ロータークラブ

検索

例会場 ブケ東海三島

TEL.055-984-0120
毎週金曜日 第1・第3 夜間例会

会長挨拶

会長 山本良一君

ゴールデンウィークも終わり行楽で疲れた方、また充分休息された方など有意義な休みを過ごされたかと思えます。

5月は気候がよく多くのイベントや環境整備作業が行われます、5月31日と6月1日には水と緑、花に歴史や文化を融合させた



町づくりの三島市が「全国花のまちづくり三島大会」と「第2回みしま花のまちフェア」が開催されます。各所で盛りだくさんの催しを展開し、市民全体で取り組む「ガーデンシティみしま」のまちづくりを全国に発信します。「花のまちづくり三島大会」では花を生かしたまちづくりに取り組んでいる市町などを会場に毎年開かれています、三島市は2年前に日本花の会の「全国花のまちづくりコンクール」で優秀賞を受賞し、ガーデンシティの取り組みなども評価され開催が決まりました。オープニングイベントには、花のまちづくりに取り組む団体の事例発表、造園家で東京都市大教授の涌井雅之さんの基調講演などを予定。2日目は、白滝公園や花街道など三島の花の見どころを散策する現地見学会、楽寿園や市民文化会館で生け花の展示や寄せ植えの体験教室などを催します。全国からの来訪者を「きれいなまち三島」としておもてなしをするため、6月1日(日)9時～10時三島駅南口に集合し市役所まで清掃活動する奉仕作業が予定されています、当せせらぎ三島ロータークラブの会員の皆様も参加されてはいかがですか、また、5月31日に市民文化会館での事例発表、基調講演や夕方の交流会、ほたる鑑賞会にも参加されてはいかがでしょう。5月11日は三島市が毎年実施しています「三島の川をきれいにする奉仕活動」です、市内の各種団体が市内の河川である、御殿川、源兵衛川、桜川、宮さんの川の清掃を行います、私の所属する三島市建設事業協同組合では組合員各社のダンプカー17台が参加して、河川からのゴミを清掃センターまで搬送する奉仕活動を行っています、現場と違い地域の皆さんが作業をしている中での運転ですので充分周囲に注意するよう配慮しています。

出席報告

	出席総数	出席率	メイクアップ	修正出席率
前々回	28/33	84.85%	33/33	100%
今回	27/33	81.82%	会員総数	34名

欠席者 あなたが見えなくて残念でした。
大房君、小島君、田中君、仲原君、望月君、山田君

おめでとう

会員誕生日 4月28日 遠藤修弘君

今日の料理



幹事報告

幹事 加藤正幸君

- ①例会終了後、理事・役員会開催
- ②25周年運営委員の方、理事会後打合せ
- ③25周年動員リストまだの方、すみやかに提出お願い

前回の卓話で、労働法が変わります。それも会社側のみならず、あまり納得のいかないものになってしまった。ということを伝えさせていただきました。

実は、この件について少し変わってきそうなのです。どうゆう事かというと、みなさんの会社にも、期間を定めて契約している。パート労働者、期間社員、定年後継続勤務されている嘱託社員などいらっしゃると思います。その社員達から、「毎年、毎年、1年間の有期雇用契約を結び更新していますけど、5年を超えるので、今度は無期の契約にしてください」と言われた。会社は断ることができるか？ご存じの通り、会社は断ることができなくなったのです。労働契約法に「使用者は当該申込みを承諾したものとみなす」とされたからです。無条件で受け入れることになっていったわけです。

有期雇用労働者など非正規労働者について改善が求められていますが、行き過ぎた法律改正であったといわれています。5年超ルール、例外規定はなし、ここが大きな問題だったのです。特に問題なのが、定年の60歳を迎え、その後65歳まで1年契約の更新をして働いてもらった。ここでもう1年と66歳まで働いてもらったところ、今度は無期雇用契約の転換権を請求される。本人が生活に困るからとお願いされ、それだったらと会社側は、善意のつもりでもう1年働いてもらったのに、そうしてしまったばかりに、その後、無期雇用契約を受け入れなければいけなくなった。こういうケースが出てきます。

定年ってどうなったの？いつまで雇わなければいけないの？こんな困った法律に昨年改定されたわけです。しかし、ここにきてやっぱりというか？でも少し残念というのか？特例を設ける特別措置法案が出されました。高齢者の取り扱いについては1部変わってきそうです。この法案には、無期転換権の特例として2つあります。

- ① 専門的知識等を有する有期雇用労働者
- ② 定年に達した後、引き続いて当該事業主に雇用される有期雇用労働者

この2つの有期雇用労働者については特例を設けるといえるものです。しかし特例を受けるためには、ここにも条件があります。

1、雇用管理に関する措置についての計画を厚生労働大臣に提出し認定を受けることが条件です。

例えば高齢者については、配置、職務、職場環境に関する配慮などの計画を作り、おそらく監督署に提出し、認定を受けることになります。

2、法案には定年に達した後、引き続いて当該事業主に雇用される有期雇用労働者になっていますので、他社で定年退職して、60歳以降入社した社員は除外されないということです。

今後法案は審議されていきます。個人的には、定年以降入社した高齢者も特例とした修正を望んでいますが、現在の特例法案はこのような状況になっています。

このように、特例を受けるのにも認定が必要であるなど面倒ですが、これまでの特例がないよりは、少し実社会にあったものに修正された気がします。法案が通りましたら、みなさん、ぜひこの対応お忘れなくしてってください。ちなみに施行日は、平成27年4月1日の予定です。

今回のように、このところ有期雇用の労働者について労働環境が変わってきています。社労士の勉強クループの

SR-up21、で制作したDVDをご覧ください。制作した後、法律が改正になっているところがありますが、大きな変更箇所は、後ほど訂正させていただきます。

DVDのなかで

●解雇の妥当性、●有期雇用契約の中途解約における残期間の賃金についてとありましたが、このDVD製作後、労働契約法が制定され、解釈が変わっております。

結論から言いますと、有期雇用労働者は、期間の途中で原則解雇できなくなりました。さらにそれによって期間満了まで事実上賃金支払い義務が発生してしまうことになったのです。

労働契約法第17条には「使用者は、期間の定めのある労働契約についてやむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間を満了するまでの間において労働者を解雇することができない。」とはっきり条文になってしまっています。やむを得ない事由がある場合は、明確にされていませんが、非常に厳しいとされています。この法律は裁判例を基に制定されたと言われてはいますが、こんな例があります。

「有期雇用契約の契約期間中において、いつでも30日前の書面による予告の上、本件契約を終了することができる旨の記載をした労働契約書により契約を締結した者に対する契約期間中の解雇について、解雇の理由がやむを得ない事由に当たるとは認められなかったものがあります(「モーブッサン・ジャパン事件」平15.4.28東京地裁判決)。」

この事案では、会社側が、その従業員が業務上作成した資料に多数の記載ミスがあったことや通話料金を一部会社に不正請求していたことなどを指摘しましたが、裁判所は、これらの事情が解雇を根拠付けるやむを得ない事由には当たらないと判断しています。

有期雇用契約のパートタイマーや契約社員を契約期間中に辞めていただくには、その理由や合理性については、通常の解雇のケースよりも、さらに厳密に「合理性」や「社会通念上の相当な理由」理由を要求されることになり、

たんに「受注が低下している」という理由だけでは、「やむを得ない事由」とは認められにくいので、解雇するのは難しいものと思われます。パートタイマーだから・・・契約社員だから・・・と安易な感覚で、契約期間途中で解雇しますと、思わぬトラブルに発展する可能性があります。

先日、テレビで人手不足になってきている。人を募集しても人が集まらない、そのため、休業しているところがあるといっていました。労働市場において、売り手市場になってくれば、労働者の意識や立場も変わってくるでしょう。今後さらに、有期雇用の実情を理解した、雇用管理が必要になってくるのではないかと思います。高齢者の特例法の対応をすることはもちろんのこと

<その他対策として最低でも3つ>

①正社員用の就業規則を適用しないならば有期雇用労働者用の就業規則を定める(別に定めると記載してあり、実際には無い。これはまずい。

②安易に有期雇用の更新をしない。更新しても3年以内にする。

③契約期間満了にて、退職していただく。

契約書には、更新の有無を明示しておくことが必要でしょう。たとえば、「更新する場合があります」、「契約の更新はしない」など。

有期雇用労働者に働いていただく時にはこのようなことを意識していかれたらどうでしょうか？

第11回理事役員会報告

平成26年5月9日 金曜日・13時30分 まり
ブケ東海三島

出席者・ 山本良一 小林 勝 土屋 巧 杉山 隆
加藤正幸 山口雅弘

司会者・ 加藤正幸

①25周年記念式典予算承認の件・

- ・各会員1人当り 10,000円の徴収します。・
- ・特別会計より 1,200,000円充当します。・

承認

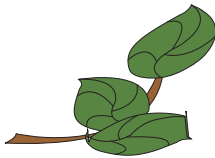


PHOTO GALLERY



スマイルボックス

米山晴敏君:澤田さんの祝賀会が東京であった時にホテルの横で宝くじを買いました。その宝くじが当たりましたので利益金をスマイルします。この宝くじは東京都のもので、望月君、東京で換金して来てください。

加藤正幸君:先日、自転車と軽自動車との出会い頭の事故の第一通報者になり世話をしました。すると1週間過ぎた時にけがをした自転車の人からいねいなお礼の電話をもらいました。名も教えず離れたのに私を捜してくれ連絡くれました。やはりうれしいものですね。

中村 徹君:4月26日(土)米山梅吉記念館春季例祭に山本会長、矢岸地区委員、石井邦夫記念館運営委員と参加してきました。

1、米山奨学会学友会、台湾、韓国、中国、タイ、ネパール、外モンゴルの紹介が板橋理事長よりありました。

2、東アジアの政治的緊張が続いている中、米山奨学生資金制度は民間レベルの交流を盛んにして、この緊張を和らげると自負していました。

3、会場には米山梅吉の3男桂三氏の奥様と「米山梅吉物語」を英文で翻訳をされたレイチェルさん(イギリス人で、今はニュージーランド在住)がゲストで来られました。

4、レイチェルさんは1青年が海外生活を体験することは、その人の人生を劇的に変えることであり、ロータリーの皆さんには、米山奨学制度に誇りに持って、支えてほしいとお話をされました。

5、今回の記念講演は講師に東京オリンピック招致委員会CEOの水野正人パストガバナーがお話してくださいました。

6、今から7か月前、2013年9月13日、IOC総会でチーム東京のプレゼンテーション、高円宮妃殿下、佐藤真海さん、竹田恒和氏、水野正人氏、猪瀬前知事、滝川クリステルさん、太田雄貴氏、安倍晋三総理大臣のお話の内容を実況放送してくださいました。

7、特に印象に残ったのは、当時は福島原発の汚染水流出事故報道の最中であり、一国の総理が「責任をもってこの問題を解決します」と宣言されたことで、会場の雰囲気が一変したとお話された事でした。

8、*お話が大変お上手な方でロータリーのことなど、深いお話がたくさんありましたが、秋の館報に掲載されると思いますが皆さんには、生(なま)でお話を聞いていただければよかったかと思いました。

遠藤修弘君:本日卓話です。しばらくの時間おつきあい下さい。よろしくお願いします。

宮澤正昭君:遠藤君、卓話が聞けずすみません。用事があり早退します。

石井司人君:いい季節です。農作業もはかどります。

兼子悦三君:先週、先々週と連続欠席しました。気持、スマイルです。

矢岸貞夫君:所用の為、早退します。